

## 研修会 ありがとうございました

7月19日に開催した、西尾市居宅介護支援事業者連絡協議会と合同研修会は80名のご参加をいただき、盛会に終えることができました。19時から21時という遅い時間にも関わらず、多くの方にご参加いただき感謝です。

参加できなかった方もありましたので、ニュースレターで研修概要をお知らせしようと思います。今号は制度改革に関する講話部分をお伝えします。発表があった3事例は個人情報保護のため資料がお配りできませんでしたが、次号以降に支援のポイントを中心にお伝えしたいと思います。（部会長藤田正之）

## これからの通所リハ、訪問リハの使い方

本号では、通所リハ・訪問リハに関する報酬改正について説明させていただいたポイントをお伝えします。

### 診療報酬(医療保険)疾患別リハの改正内容

病院や診療所における医療保険でのリハは、算定日数上限が定められていますが、医師の判断により一部延長が認められています。これを維持期・生活期の疾患別リハといいますが、要介護・要支援被保険者に対しては平成31年3月までで終了することになっています。リハビリの必要があるならば介護保険のリハにバトンタッチをしていく必要があるのです。

これを進めるために医療保険でのリハを実施している要介護被保険者に対して、目標設定等支援・管理料が設定されています。算定するにあたり、医師やセラピストが、患者の生きがい、価値観等をふまえ、機能予後の見通しを踏まえて、患者がどのような活動ができるようになるか、どのような形で社会に復帰するか目標を記載する計画書を作成します。更に、その目標に対して患者がどう受け止めているかも確認し、記載することになっており、医療保険でのリハにおいてもICFの考えで計画し、個人因子を重視して患者自身が参加することになっています。

これを知った上で退院調整などを行うことが介護支援専門員にも求められているのです。

### 介護報酬におけるリハの改正内容

リハビリに関する医師の関与の強化のためリハマネ加算のすべての段階で、医師の詳細な指示が必要になったことなどが大きな変更点です。リハマネ加算で求められているプロセスに従い、短期集中個別リハ実施加算、生活行為リハ実施加算等を活用して、目標が達成したら通所介護や訪問介護等にバトンタッチをしていくといった卒業型サービスであるという平成27年で示された改正の考え方は大きく変わっておりません。

今回の改正で訪問看護ステーションにおける理学療法士等の訪問が、あくまでも訪問看護の一環と示されました。訪問リハはリハマネ加算などを活用した期間限定サービスであるのに対し、訪問看護は自宅において継続的に機能訓練等により自立支援が必要な方に対するサービスと考えると整理できる。

要支援者に対するリハは、新たにリハマネ加算の対象となったことや、介護予防通所リハで、生活行為リハ実施加算が算定できるようになったことなど強化されています。要支援者は卒業ができる可能性が高く、積極的なリハにより卒業をめざすこととなります。